

公立保育所アクションプラン（第三次）

【目次】

はじめに	1
1 公立保育をめぐるこれまでの動き	2
2 新 公立保育所アクションプラン（平成21年4月）策定の経緯 ..	3
3 新 公立保育所アクションプランの推進について	4
4 公立保育所アクションプラン（第三次）	4
公立保育所アクションプラン（第三次） 具体的な取り組み	6
公立保育所の強みを活かした「全保協の将来ビジョン」の実現	7

全国保育協議会「新 公立保育所アクションプラン」 見直しの検討と新制度下における対応について

はじめに

- 全国保育協議会では、公立保育所が地域で果たしている役割とその必要性を整理し、地域の子育て支援の拠点としてさらに充実していくことを目標とし、平成18年に公立保育所アクションプランを策定しました。
- 策定の背景には、平成16年の公立保育所運営費等の一般財源化をはじめとする、公立保育所をとりまく状況の変化があり、公立保育所の民営化や統廃合、さらには保育士の非正規化等により、運営・体制面で厳しい環境に置かれているところです。
- その後、保育をめぐる今日的な状況と課題を踏まえ、公立保育所の役割と実践を示し、平成21年4月に公立保育所アクションプランの見直しを行いました。具体的実践は、会報「ぜんほきょう」や全保協が主催する各種研修会での事例発表で紹介し、養育困難ケースへの対応や地域子育て支援の拠点等、公立保育所の機能を生かした取り組みが地域で期待されている実態が明らかになりました。
- 子ども・子育て支援新システムの検討から、子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て支援関連3法の成立）に至る流れの中で、全国保育協議会ではアクションプランの更なる見直しについて検討を行ってきました。
- 総合こども園構想から認定こども園法の見直しに修正され、保育所としての存続の道が残された状況を鑑みると、地域の社会資源として存在する公立施設の意義は変わらず、担ってきた役割・機能を充実・発展させていくことが今後も社会から要請されます。
- これら昨今の公立保育所をとりまく状況を踏まえると、平成21年に策定した「新 公立保育所アクションプラン」に掲げるアクション及び具体的取り組みは、新制度にあっても同様に求められる内容です。
- 今般、平成21年に策定したアクションプランに示す内容を今一度認識し、求められる役割の全体像をとらえ、それぞれの地域の置かれた状況に応じて必要な個別の取り組みを推進していくことが、求められています。

1 公立保育をめぐるこれまでの動き

全国保育協議会（以下「全保協」）では、平成18年5月に「地域のなかで必要とされる公立保育所になるためのアクションプラン（以下：「公立保育所アクションプラン」）」を策定しました。

背景には、平成16年度からの公立保育所運営費等の一般財源化、さらには規制緩和、市町村合併や指定管理者制度の導入などの動きがありました。こうした動きは、公立保育所の民営化や統廃合、さらには保育士の非正規化、保育材料等を含む経費の削減といった影響を与えることとなりました。よって公立保育所は子どもや保護者の保育ニーズに応えようにも、運営・体制面で厳しい環境に置かれているところです。

全保協では、こうした状況にありつつも、公立保育所が地域で果たしている役割とその必要性を整理し、地域の子育て支援の拠点としてさらに充実していくことを目標とし、公立保育所アクションプランを策定しました。

公立保育所アクションプランでは、「公立保育所の役割・機能の明確化」「公立保育所の取り組みの具体化・充実」「ネットワーク化・啓発機能」の3つを柱とし、公立保育所が中心的に取り組んでいく事業、活動について、具体的に示しました。

全保協においては、広報誌での活動紹介、全国およびブロック別のトップセミナーの開催等をおして、公立保育所アクションプランの普及と具体化をはかりました。そのなかで、養育困難ケースへの対応や地方自治体の責務と役割としてのサービス提供など、公立保育所が地域で実践すべき事項が明確化されるとともに、地域子育て支援の拠点として公立保育所を位置づけようとしている自治体が多いことも明らかになりました。

2 新 公立保育所アクションプラン（平成21年4月）

策定の経緯

全保協は平成18年10月に「すべての人が子どもと子育てにかかわりを持つ社会の実現」を目標とし、5つのカテゴリーと21のアクションにより、今後の全保協の取り組むべき方針と事項を整理した「全保協の将来ビジョン（以下：将来ビジョン）」を策定し、その実現に取り組んできました。

この間においても少子化の進行、地域や家庭における養育力の低下、被虐待児童の増加、さらには都市と地方などにおける格差など、保育をめぐる状況は多様化、深化しています。したがって、今日の保育所に対しては、地域に根ざした社会福祉施設として、保育所利用者にとどまらない、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援が求められるようになりました。また、平成20年4月に告示された保育所保育指針は、保育の質的向上とともに、保護者支援や地域における子育て支援などが項目に示され、より一層保育所に求められる役割が期待されるところであります。

さらには社会保障審議会・少子化対策部会などで「次世代育成支援の新たな枠組み」の構築が検討され、また新待機児童ゼロ作戦の推進など、質と量の側面から保育をめぐる制度の新たな構築に向けた議論が行われました。加えて、その具体化は地方自治体の次世代育成支援後期行動計画（22～26年度）により図られることとされました。

こうした情勢を反映し、また公立保育所アクションプランと将来ビジョンの一体的な取り組みの推進のために、保育をめぐる今日的な状況と課題を踏まえ、公立保育所の役割と実践を示し、平成21年4月に公立保育所アクションプランの見直しを行いました。

見直しにあたっては、保育実践を行ううえで公立保育所が持つ特性を次の3点に整理し、これらを踏まえたプランの策定をすすめました。

- ① 行政機関として、地域住民の福祉向上について義務と責任を負っている。
- ② 保健所・学校・児童相談所等他の行政機関との連携がとりやすい。
- ③ 公立保育所の実践ノウハウや課題を、地域内のほかの保育所などの関係機関との共有化をとおして、行政の保育施策等へつなげやすい。

3 新 公立保育所アクションプランの推進について

平成24年3月に、社会保障と税の一体改革の柱の一つ、子ども・子育て新システム関連3法案が国会に提出され、6月に民主、自民、公明の3党合意によって修正されたのち、可決成立しました。当初の法案では、総合こども園が創設され、公私立すべての保育所の総合こども園への移行が示されていましたが、上記3党合意により修正され、認定こども園法の改正による新たな幼保連携型認定こども園が創設されました。

平成27年度の新制度本格施行を前に、平成26年10月には各自治体における認可・確認事務が始まります。公立保育所も、その所在する地域の状況に応じて、保育所として事業継続するあるいは幼保連携型認定こども園に移行するなど、各自治体の方針により、さまざまな対応が図られることとなります。

しかしながら、地域の社会資源として存在する公立施設の意義は新制度によって変わるものではなく、これまで担ってきた役割・機能をより充実・発展させていくことが、今後も社会から要請される役割といえます。

これら昨今の公立保育所をとりまく状況を踏まえると、平成21年に策定した「新 公立保育所アクションプラン」に掲げるアクション及び具体的取り組みは、新制度にあっても同様に求められる内容です。それぞれの地域の置かれた状況に応じて、アクションプランの推進を引き続き図っていくことが求められます。

4 公立保育所アクションプラン（第三次）

※平成21年策定時から、制度的に変遷した内容を平成26年3月現在で修正。

(1) 目標

多様なニーズに応え、地域の子育て支援の拠点として次世代育成の中心的な役割を果たす公立保育所になります。

(2) 推進者

- ① 公立保育所（子育て支援センター）、市町村行政
- ② 全保協（公立保育所委員会）、都道府県・指定都市保育組織

(3) 公立保育所の強みを生かした「アクション」

- ① 地域の子育ち・子育てニーズに即した公共サービスとしての実践

- 1) 地域における保育サービスの質の整備・具体化を図る。
 - 2) 公私問わず、地域全体の保育所の保育水準の向上を図る。
 - 3) 「地域の子どもたちを育てる」という、子ども家庭福祉に携わる公務員としての意識化を図る。
- ② 行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化
- ③ とくに配慮を要する子どもの保育の充実
- 1) 専門知識・技術を有した人材により保育を実践する。
 - 2) 障害のある子どもや保護者への支援の拠点づくりにより、活動を強化する。
 - 3) 虐待等の早期発見に努め、関係機関と連携し子どもと家庭をサポートする。
- ④ 保育士等の資質・専門性の向上
- 1) 保育従事者の研修内容を充実化し、地域全体の保育の質の向上を図る。
 - 2) 地域全体の保育関係職員の労働環境の向上にむけた取り組みを行う。
- ⑤ 地域住民との協働、子育て文化の創造
- 1) 地域住民との繋がり、地域全体で子どもを育てあう意識を高める。
- ⑥ 公立保育所の果たす役割の重要性、必要性のPR

公立保育所アクションプラン（第三次） 具体的な取り組み

公立保育所の強みを生かした「アクション」		公立保育所、市町村行政として取り組むこと	全保協（公立保育所委員会）が取り組むこと
1. 地域の子育ち・子育てニーズに即した公共サービスとしての実践	(1) 地域における保育サービスの質の整備・具体化を図る。	①市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と施行において、公立保育所と協働して地域課題、特に潜在ニーズ（0～2歳の利用）を含め、明確化する（市町村行政として）。	
	(2) 公私問わず、地域全体の保育所の保育水準の向上を図る。	①自らの保育所の現状分析と課題の明確化、さらには行政保育担当課をはじめ地域の保育所間で課題を共有化する。 ②各保育所において課題解決にむけた取り組みを、自治体の子育て支援策へ反映する。 ③過疎地や待機児童の多い都市部など、地域の実情に応じた保育実践を行う。	①厳しい財政状況のなかで公立保育所による充実した保育サービスの提供方式を研究・検討する。
	(3) 「地域の子どもたちを育てる」という、子ども家庭福祉に携わる公務員としての意識化を図る。	①公立保育所の使命や役割について、各保育所あるいは保育所間及び行政で検討、共有化する。	①研修会・大会、会報誌等をとおして、公立保育所の使命や役割を、関係者間、一般社会に向けてPRする。
2. 行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化		①保健所や学校、児童相談所をはじめとした子育てにかかわる行政機関をはじめ、保育所間、自治会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携する。 ②行政の保育担当課等と、連携・協働にむけた取り組みを図る。	①保育行政機関に対する、公立保育所の意義や役割等の意識啓発・情報提供を行う。
3. とくに配慮を要する子どもの保育の充実	(1) 専門知識・技術を有した人材により保育を実践する。	①専門性のある保育士などにより、保育のノウハウやスキルを、保育所内をはじめ保育所間で伝承する。 ②地域の保育所間で研究、学びあいの場を設定する。 ③行政のネットワークを活かし、養成校や専門機関と連携。それにより専門的な人材を活用し、そのスキルを学ぶ。	①全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、広報活動を行う。 ②先駆的な事例を紹介する（センター・指導的機能として発揮しているものなど）。
	(2) 障害のある子どもや保護者への支援の拠点づくりにより、活動を強化する。	①障害児の専門機関との連携をはかり、専門機関による保育所の巡回支援や療育支援等の取り組みを行う。	
	(3) 虐待等の早期発見に努め、関係機関と連携し子どもと家庭をサポートする。	①要保護地域対策協議会等へ積極的な参画を図る。	①虐待対応にむけた保育所と関係機関、地域住民等との連携のあり方について研究する。
4. 保育士等の資質・専門性の向上	(1) 保育士等職員の研修内容を充実化し、地域全体の保育の質の向上を図る。	①地域の保育所間の協働による、地域全体の保育の質の向上にむけた研修会を企画・実施する（「安心子ども基金」の活用）。 ②保育所長・保育士等、職種に応じた計画的な研修体制を構築し、地域間で共有を図る。 ③保育所の自己評価・保育士の自己評価に取り組み、そのノウハウを地域で共有する。	①保育所長や保育士の研修体系を確立しその普及をはかる。 ②全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、広報活動を行う。 ③保育所・職員等の自己評価の導入にむけ支援する。
	(2) 地域全体の保育従事者の労働環境の向上にむけた取り組みを行う。	①各保育所の勤務実態や職場環境の課題の明確化と、地域全体での課題の共有化、行政担当課等と連携した取り組みを行う。	①「全国の保育所実態調査」の結果等による、保育所の職場環境に関する問題提起を行う。
5. 地域住民との協働、子育て文化の創造	(1) 地域住民との繋がり、地域全体で子どもを育てよう意識を高める。	①ニーズに応じ、園庭開放や保育室開放、乳幼児を抱えた保護者への支援（例えば「赤ちゃんの駅」）など、地域の保育機能を高める取り組みの中心的役割を図る。 ②自治会、町内会等の行事への参加や交流などをとおして、関係づくりをする。 ③保育所だよりや行政の機関紙等をとおして、保育所の取り組みを地域へ発信する。 ④家庭的保育支援員の養成、家庭的保育に関する「連携保育所」への支援をすすめる。 ⑤ニーズに応じ、子育てサークルや子育て支援グループなどへの支援を行う。 ⑥世代間や異年齢交流を推進する。	①保育所と地域との連携や、保育所が実践する相談援助技術等に対するノウハウを提供する。
6. 公立保育所の果たす役割の重要性、必要性のPR		①保育所だよりや行政の機関紙等をとおし、公立保育所の実践を地域、住民にむけて発信する。	①全国各地における公立保育所、保育行政が行う有意義な実践を、紹介・普及する。 ②公立保育所の意義・役割を広く一般社会に向けて普及する。

公立保育所の強みを活かした「全保協の将来ビジョン」の実現

新 公立保育所アクションプランで示した具体的な取り組み事例を□内に示しています。

カテゴリー1 子どもの育ちを保障する	カテゴリー2 子育てライフを支援する	カテゴリー3 多様な連携と協働をつくる	カテゴリー4 子育て文化を育む	カテゴリー5 子育て子育てを支援する仕組みをつくる
<p>(1) 保育所保育指針に基づく質の高い保育を提供する</p> <p>①質の高い保育について研究をすすめ、実践につなげます。</p> <p>●自らの保育所の現状分析と課題の明確化、さらには行政保育担当課をはじめ地域の保育所間で課題にむけた検討を行い、個々の保育所の保育計画に反映する。</p> <p>●過疎地や待機児童の多い都市部など、地域の実情に応じた保育実践を行う。</p> <p>②自己評価等を研究・活用し、保育の質の向上をすすめます。</p> <p>●保育所の自己評価・保育士の自己評価に取り組み、そのノウハウを地域で共有する。</p> <p>③利用者の個別のニーズに対応したきめ細かな保育を提供します。</p> <p>(2) 保育者の資質向上を図る</p> <p>④保育士等の資質向上に努め、質の高い保育を展開します。</p> <p>●専門性のある保育士などにより、保育のノウハウやスキルを、保育所内をはじめ保育所間で伝承する。</p> <p>●地域の保育所間での研究、学びあいの場を設定する。</p> <p>●地域の保育所間の協働による、地域全体の保育の質の向上にむけた研修会を企画・実施する（「安心子ども基金」の活用）</p> <p>⑤施設長の責務を明らかにし、専門性の向上に努めます。</p> <p>⑥研修体系を確立し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境をつくります。</p> <p>●保育所長・保育士等、職種に応じた計画的な研修体制を構築し、地域間で共有を図る。</p> <p>●行政のネットワークを活かし、養成校や専門機関と連携。それにより専門的な人材を活用し、そのスキルを学ぶ。</p>	<p>(1) 保育所を利用する保護者への支援を充実する</p> <p>⑦子どもを生み育てることへの不安を解消するための機能を発揮します。</p> <p>⑧家庭との密接な連携による子育て支援に努め、子育てに共に取り組みます。</p> <p>(2) 地域子育て家庭への支援を充実する</p> <p>⑨子育ての喜びや楽しさを実感できる支援を行います。</p> <p>⑩すべての保育所が地域子育て支援を展開します。</p> <p>●家庭的保育支援員の養成、家庭的保育に関する「連携保育所」への支援をすすめる。</p> <p>⑪保育ソーシャルワークによる地域子育て家庭への支援を強化します。</p>	<p>(1) 子育て・子育て支援のネットワークの中で保育所の役割を発揮する</p> <p>⑫地域を基盤とした子育て支援ネットワークの充実を図ります。</p> <p>●保健所や学校、児童相談所をはじめとした子育てにかかわる行政機関をはじめ、保育所間、自治会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携する。</p> <p>●行政の保育担当課等と、連携・協働にむけた取り組みを図る。</p> <p>●要保護地域対策協議会等へ積極的に参加する。</p> <p>⑬小学校等との連携を深めます。</p> <p>⑭保育所が中心となった地域子育ての協働活動を展開し、子育て支援の総合的な拠点となります。</p> <p>(2) 地域の保育機能を強化する</p> <p>⑮地域の実情を把握し、子育て家庭を支援する資源や連携を充実します。</p>	<p>(1) 子育てへの関心を高める</p> <p>⑯子どもと地域の人びととの接点づくりに取り組みます。</p> <p>●ニーズに応じ、園庭開放や保育室開放、乳幼児を抱えた保護者への支援（例えば「赤ちゃんの駅」）など、地域の保育機能を高める取り組みの中心的役割を図る。</p> <p>●世代間や異年齢交流を推進する。</p> <p>⑰地域住民に保育所への理解を深めてもらう取り組みをすすめます。</p> <p>●自治会、町内会等の行事への参加や交流などをとおして、関係づくりをする。</p> <p>●保育所だよりや行政の機関紙等とおして、保育所の取り組みを地域へ発信する。</p> <p>(2) 子育て文化につながる活動を広げる</p> <p>⑱子育て支援活動への参加のきっかけをひろげ、子育てコミュニティの創造をめざします。</p> <p>●ニーズに応じて、子育てサークルや子育て支援グループなどへの支援を行う。</p> <p>⑲老若男女が関わる子育て文化の掘り起こしや子育て活動支援の開発・普及に取り組みます。</p> <p>●自治会、町内会等のつながりのなかから、子育て文化の掘り起こしに努める。</p>	<p>(1) これからの保育制度についての研究をすすめる</p> <p>⑳保育所の役割・機能について研究を行います。</p> <p>●公立保育所の使命や役割について、各保育所あるいは保育所及び行政間で検討、共有化する。</p> <p>㉑これからの保育制度についての研究・提言を行います。</p> <p>●各保育所の勤務実態や職場環境の課題の明確化と、地域全体での課題の共有化、行政担当課等と連携した取り組みを行う。</p> <p>(2) 社会連帯による子育て支援の仕組みづくりをすすめる</p> <p>㉒国・地方自治体との連携を深め、保育・子育て支援の仕組みづくりをすすめます。</p> <p>●公立保育所と協働して地域課題、特に潜在ニーズ（0～2歳の利用）を含め、明確化し計画に反映する（市町村行政として）。</p> <p>●自らの保育所の現状分析と課題の明確化、さらには行政保育担当課をはじめ地域の保育所間で課題にむけた検討を行い、自治体の保育施策に反映する。</p> <p>●行政の保育担当課等と、日ごろからの顔の見える関係づくりを図る。</p> <p>㉓子育て支援の仕組みづくりのための世論形成をすすめる提言を行います。</p>